

一般名処方加算に関する掲示

- 当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。
後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなるメリットがあります。
 - 厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、「一般名処方加算1、2」（10点、8点）」の診療報酬点数を算定いたします。
 - ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。
- 一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

2025年7月1日